



大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン

- 条例の理念や趣旨をはじめ、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に規定する基準をご理解いただき、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを進めていただくため、施設的设计、維持管理時の配慮事項をまとめた「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を作成しました。(平成28年4月公表)
- 政令・条例の基準 (●)、望ましい整備 (○)、参考とすべき事項 (☆) として解説し、項目ごとに参考となる図等をつけてイメージしやすい構成となっています。
- 大阪府のホームページに掲載しています。また、ホームページにはその他にも福祉のまちづくりに関する情報等を公開しています。ぜひ一度ご覧ください。

大阪府福祉のまちづくり関連ホームページ

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/index.html



お問い合わせ

福祉のまちづくり条例にかかる建築確認申請に関すること

各特定行政庁 又は 各指定確認検査機関

福祉のまちづくり条例にかかる事前協議に関すること

(建築物)

府内各市町村 福祉のまちづくり担当窓口

(開発行為に伴って設置される道路・公園等)

大阪府 福祉のまちづくり担当窓口

福祉のまちづくり条例全般に関すること

大阪府 福祉のまちづくり担当窓口

バリアフリー法第17条に基づく認定に関すること

各所管行政庁 (各特定行政庁)

福祉のまちづくり条例 これまでの改正経過 (基準の改正を伴う主なもの)

平成5年4月1日	施行	平成17年5月1日	改正施行
平成8年4月1日	改正施行	平成21年10月1日	改正施行
平成12年4月1日	改正施行	平成27年7月1日	改正施行
平成15年5月1日	改正施行		



大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課 福祉のまちづくり推進グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)27階

TEL 06(6210)9717 / ファックス 06(6210)9714

HP http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/index.html (おおさかのあたりまえ/福祉のまちづくり)

このパンフレットは5,000枚作成し、1枚あたりの単価は10円です。

平成31年3月発行



みんなで やさしい まちづくり

(大阪府福祉のまちづくり条例)



福祉のまちづくりとは

だれもが自由に安心して出かけられるまちづくりが
おおさかのあたりまえになるように・・・

私たちのまわりには、高齢者、障がい者、妊産婦、ケガをしている人など、さまざまな人が暮らしています。

大阪府では、「大阪府福祉のまちづくり条例」を定め、安全で容易に利用できる施設の基準を設け、誰もが出かけやすいまちづくり、使いやすい施設づくりを推進し、「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会」の実現を目指しています。

事業者のみなさまへ

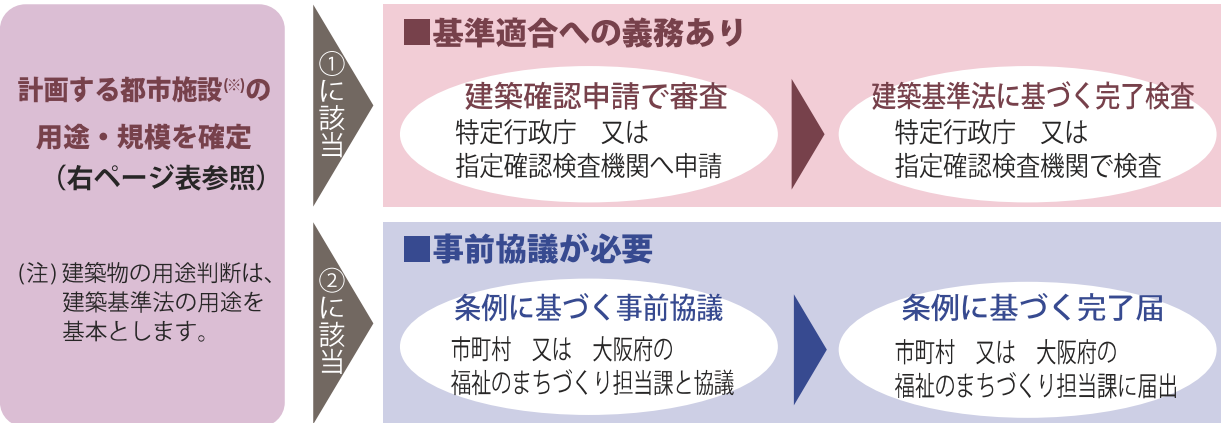
だれもが安全で使いやすい施設となるように整備・維持管理を心がけましょう

- 条例の手続きが不要な施設でも、より多くの人々が安心して気持ちよく使えるようになります。
- 基準を満たした整備に加え、人的なサポートがあればより使いやすくなります。

基準の適用・手続きについて

- 大阪府内において、建築物の新築・増築・改築・用途変更を計画する場合、用途・規模に応じ、バリアフリー法^(※)及び福祉のまちづくり条例で定める基準（移動等円滑化基準）に適合させる必要があります。
(※) バリアフリー法の正式名称…高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- また、基準への適合義務のない建築物や、開発に伴って設置される道路・公園等を整備する際には、福祉のまちづくり担当窓口（市町村及び大阪府）への事前協議が必要となる場合があります。
- 建築確認申請や事前協議が必要のない建築物であっても、全ての利用者が円滑に利用できるよう、適切なバリアフリーの整備をお願いします。
(「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」序章-22～序章-24 参照)

施設を計画する際に必要な手続き



府民のみなさまへ

お互いを理解し大切にしましょう

- 高齢者や障がい者、妊産婦やケガをしている人など、まわりにはさまざまな人がいます。
お互いの違いを理解し、お互いを大切にしましょう。
- あなたのまわりで困っている方がおられたら、「何かお手伝いしましょうか？」と声をかけてみてください。
あなたのちょっとした手助けが役に立ちます。

みんなが気持ちよく使えるようにしましょう

「誰かが困らないかな…？」とちょっと考えてみましょう。
たとえば…

- 必要のないのに駐車場の車いす使用者用区画に駐車していませんか？
- 視覚障がい者誘導用ブロックの上や近くに自転車や物を置いたり、立ち止まったりしていませんか？

用途分類表①

基準適合義務の対象です。
建築確認申請において審査します。

用途区分	対象規模
学校	すべて
病院又は診療所	
集会場又は公会堂（※）	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
公衆便所	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る。）	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 500㎡以上
展示場	
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	床面積の合計 1,000㎡以上
ホテル又は旅館	
体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
公衆浴場	
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	床面積の合計 2,000㎡以上 又は住戸の数 20戸以上
共同住宅（※2）	
寄宿舎	床面積の合計 2,000㎡以上 又は住戸の数 50戸以上
公共用歩廊	床面積の合計 2,000㎡以上

(※) 集会場は、床面積が 200㎡以上の集会室があるものに限る。
(※2) 2,000㎡未満かつ 20戸～49戸においては、地上階にある住戸の出入口（地上階に住戸がなく、当該建築物にエレベーターが設置されている場合は、地上階にある当該エレベーターの出入口）までのバリアフリー化のみ求める。

用途分類表②

基準適合努力義務の対象です。
福祉のまちづくり担当窓口での事前協議等が必要です。

用途区分	対象規模	協議先	
集会場（床面積が 200㎡以上の集会室があるものを除く。）	すべて	市町村	
火葬場			
コンビニエンスストア	床面積の合計 100㎡以上 200㎡未満		
事務所	床面積の合計 500㎡以上		
ダンスホール	床面積の合計 1,000㎡以上		
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計 50㎡以上 200㎡未満		
工場（自動車修理工場を除く）	床面積の合計 3,000㎡以上		
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	床面積の合計 300㎡以上		
消防法第 8 条の 2 第 1 項に規定する地下街	すべて		大阪府
道路法第 2 条第 1 項に規定する道路（※3）			
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為により設置される公園			
遊園地、動物園又は植物園			
港湾法第 2 条第 5 項第 9 号の 3 に規定する港湾環境整備施設である緑地			
海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設のうち、護岸、砂浜その他公衆の利用のため整備されるもの			

一部の市町村では、用途分類表①の用途・規模であっても、併せて事前協議が必要となる場合があります。

詳しくは、各市町村（福祉のまちづくり担当窓口）までご確認ください。

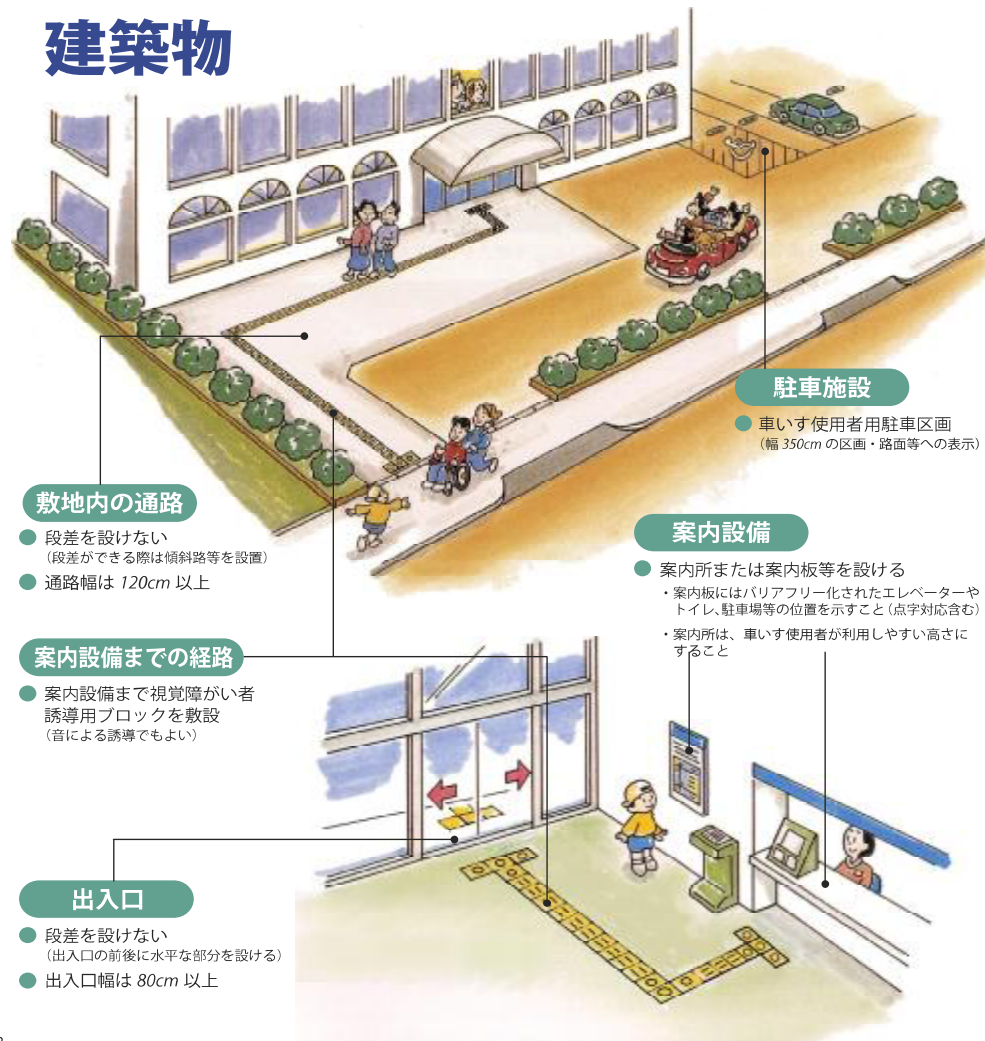
(※3) 歩道を設ける場合のみ。一部の市町村では、事前協議は不要です。

施設を整備する際には

だれもが自由に安心して出かけられるまちづくり、使いやすい施設づくりには、下記のような整備が必要です。

※なお、記載している内容は、バリアフリーに関する基準の概要です。詳細な基準については、法律・条例等の規定を確認してください。

建築物



敷地内の通路

- 段差を設けない (段差ができる際は傾斜路等を設置)
- 通路幅は 120cm 以上

案内設備までの経路

- 案内設備まで視覚障がい者誘導用ブロックを敷設 (音による誘導でもよい)

出入口

- 段差を設けない (出入口の前後に水平な部分を設ける)
- 出入口幅は 80cm 以上

案内設備

- 案内所または案内板等を設ける
 - ・案内板にはバリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の位置を示すこと (点字対応含む)
 - ・案内所は、車いす使用者が利用しやすい高さにする

駐車施設

- 車いす使用者用駐車区画 (幅 350cm の区画・路面等への表示)

バリアフリー法と福祉のまちづくり条例 (建築物)

「福祉のまちづくり条例 (第 3 章)」は、バリアフリー法第 14 条第 3 項に基づき、建築物に関して、対象用途の追加・規模の引下げ・基準の付加を行ったものです。そのため、基準適合義務の対象となる建築物を新築・増築・改築・用途変更する場合、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例の両方を併せてご確認くださいが必要です。大阪府では、ホームページにおいて、「大阪府福祉のまちづくり条例 逐条解説 (編集：大阪府内建築行政連絡会議)」を公表していますので、建築物の計画の際に、参考にしてください。

出入口

- 段差を設けない (出入口の前後に水平な部分を設ける)
- 出入口幅は 80cm 以上

階段

- 手すりを設ける
- 視覚障がい者誘導用ブロックを設ける (階段の上下に近接する廊下・踊り場に設ける)

廊下等

- 廊下幅は 120cm 以上
- 手すりを設ける (病院・診療所・老人ホーム・老人福祉センター等)

エレベーター

- エレベーター等を設ける (床面積の合計 500 m²以上の建物)
- (かご内)
 - 出入口幅は 80cm 以上
 - かごの奥行きは 135cm 以上 (さらに、不特定多数の者が利用する 2,000 m²以上の建物はかごの幅 140cm 以上)
 - 鏡を設ける
 - 左右両面に手すりを設ける
 - 車いす使用者が利用しやすい操作盤を設ける
 - 現在地・停止予定階を表示する装置を設ける
 - 音声案内装置を設ける (到着階、昇降方向、戸の開鎖等のアナウンス)
 - 操作盤等には点字を設ける

(乗降ロビー)

- 150cm 角のスペースを設ける
- 車いす使用者が利用しやすい操作盤を設ける
- 昇降方向を表示する装置を設ける
- 音声案内装置を設ける (昇降方向等のアナウンス)
- 操作盤等には点字を設ける (操作盤の前の床面には視覚障がい者誘導用ブロックを設ける)

施設を整備する際には

だれもが自由に安心して出かけられるまちづくり、
使いやすい施設づくりには、下記のような整備が必要です。

※なお、記載している内容は、バリアフリーに関する基準の概要です。
詳細な基準については、法律・条例等の規定を確認してください。

バリアフリー法に定める基準と手続き（建築物以外）

旅客施設・路外駐車場・都市公園については、バリアフリー法において、移動等円滑化基準及び必要な手続きが定められています。

詳細につきましては、バリアフリー法をご確認いただき、各所管の窓口までお問い合わせください。
なお、開発に伴って設置される道路・公園につきましては、福祉のまちづくり条例に基づく事前協議等の手続きが必要です。詳しくは、大阪府の福祉のまちづくり担当までお問い合わせください。

建築物

便所

- 車いす使用者用便房を設ける
(車いす使用者用便房)
 - 出入口幅は 80cm 以上
 - 段差を設けない
 - 腰掛便座・手すりを設ける
 - 車いすで利用しやすい空間の確保
 - 洗浄装置は押しボタン等にする
 - 衣服を掛ける金具を設ける



(男子用小便器)

※小便器を設置する場合に限る

- 床置きまたは高さの低いものを設ける
- 手すりを設ける

- オストメイト対応設備を設ける
(オストメイト対応設備)
 - 衣服を掛ける金具を設ける
- (以下は、床面積の合計 10,000 m²以上に限る)
 - 介護ベッドを設ける
 - オストメイト対応設備を温水が使えるものとする
 - 洗浄装置は押しボタン等にする
 - 荷物を置く棚を設ける

(その他の設備)

- 身障者用設備及びオストメイト対応設備の表示を行う
- 触知図案内板を設ける
(案内板の前の床面には視覚障がい者誘導用ブロックを設ける)
- ベビーチェア及びベビーベッドを設ける
(床面積の合計 1,000 m²以上)

ホテル等の客室

- 車いす使用者用客室を設ける
(客室の総数 50 以上の場合)
(車いす使用者用客室)
 - 出入口幅は 80cm 以上
 - 段差を設けない
 - 車いす使用者用便房を設ける
 - 車いすで利用できる浴室を設ける

浴室等

- 車いす使用者用浴室を設ける
(車いす使用者用浴室)
 - 出入口幅は 80cm 以上
 - 段差を設けない
 - 浴槽やシャワー、手すり等を適切に配置
 - 車いすで利用しやすい空間の確保

授乳場所等

- 授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける
(床面積の合計 5,000 m²以上)

エスカレーター

- 踏み段の段は認識しやすいものとする
(階段状のエスカレーターに限る)
- くし板と踏み段等は認識しやすいものとする
- 昇降口には音声案内装置を設ける
- 視覚障がい者誘導用ブロックを設ける

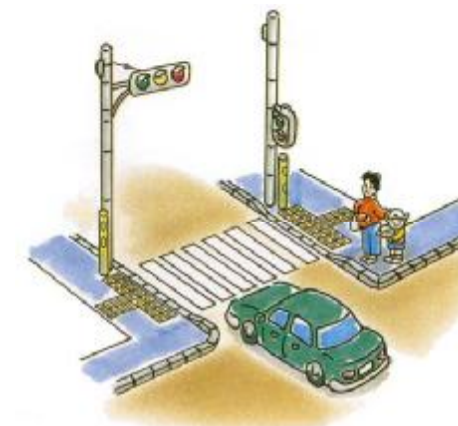
旅客施設

- 段差を設けない (段差ができる際は傾斜路又はエレベーター等を設置)
- 通路幅は 140cm 以上、出入口幅は 90cm 以上
- 1 以上の経路や便所には、視覚障がい者を誘導するための設備を設ける
- 階段、傾斜路及びエスカレーターの上下に近接する部分には、必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロックを設ける
- ホーム等からの転落防止等の安全対策を行う
- 運行情報を文字等により表示する
- 便所には高齢者や障がい者などさまざまな人に配慮した設備を設ける
- 乗車券販売所、待合室や改札口などの設備は、高齢者や障がい者などさまざまな人に配慮したものとする



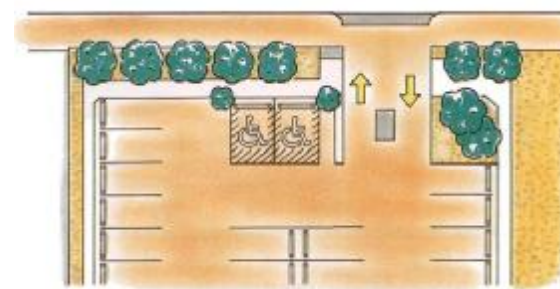
道路

- 歩道は幅 200cm 以上
- 縦断勾配 5% 以下、横断勾配 1% 以下
- 歩道は車道より 5cm 高いものとする
(横断歩道等に接続する部分等は 2cm)
- 必要に応じて視覚障がい者誘導用ブロックを設ける



路外駐車場

- 車いす使用者用駐車区画 (幅 350cm) を設ける
(車いす使用者用駐車区画は出入口からなるべく近い位置に設ける)
- 歩行者等が通行する通路は幅 120cm 以上



公園

- 出入口幅 120cm 以上
(車止めを設ける場合は 90cm 以上)
- 段差を設けない
(段差ができる際は傾斜路等を設置)
- 通路幅 120cm 以上

